

満洲国統治における保甲制度の理念と実態

—「民族協和」と法治国家という二つの国是をめぐる—

遠藤正敬[†]

The Spirit and Actual Enforcement of the Baojia System in Manchukuo: On National Policies of “National Harmony” and “Law-governed State”

Masataka Endo

This treatise examines how the Baojia system in Manchukuo enforced and how it conflicted with national policies of Manchukuo. In particular, I focus on how that system was applied to “Japanese subject”—natural born Japanese and Korean—in Manchukuo.

In Chinese successive empire, the Baojia system has been utilized in order to maintain local order, collect taxes, and mobilize civil. The Japanese adaptation of the Baojia system in Manchukuo since 1933 followed successful precedent in governing Taiwan, aiming at maintaining peace and order in Manchukuo. However, the spirit and actual situation in enforcement of the system were inconsistent with two national policies of Manchukuo. One is “National Harmony,” that is, Han race, Manchurian, Mongolian, Japanese, Korean, were treated equally in that state and the other is “modern law-governed state”. There were two factors underlying such contradictions. First, the guilt-by-association system had been the pillar of the Baojia. That system was recognized as uncivilized one by the authority. Moreover, “Japanese subject” had extraterritorial rights in Manchukuo till 1937. Accordingly, “Japanese subject” were made exceptions for the Baojia system. Second, the notable feature of the Baojia system was government by police. People applied in Baojia were constantly under severe control and surveillance by police power. Such a marked characteristic of the Baojia presented contraction with principle of “law-governed state.”

はじめに

日本が1932年3月1日“独立国家”として打ち立てた「満洲国」（以下、「」は省略）は建国草創において「3千万民衆¹」と呼号され、漢族、満洲族、モンゴル人等の在来民族に加え、移民としての日本人、朝鮮人、「白系ロシア人」等が混在する複合民族国家であった。こうした多種多様な在住民族を統合し、広大な領土の円滑な統治と国内秩序の安定を図ることが根本的な課題として抱えながら、満洲国では戸籍法が制定されず²、住民の識別と管理は難題となっていた。そこで日満当局が満洲国のもつ国情に適した統治技法として注目したものが保甲制度であった。周知のように保甲制度は中国に端を発するもので、「戸」を母体として編成され、保甲内の住民に相互を監視させる自治自衛の隣保組織であった。台湾の植民地統治において初めて保甲制度を導入した日本は、その経験をふまえて、満洲国において保甲制度を1933年12月より施行した。

[†] 早稲田大学台湾研究所招聘研究員

日滿の統治者はいかに満洲国において保甲制度を地方行政および住民管理における基幹として活用しようとしたのか。今日、満洲国をめぐる歴史研究は着実に蓄積がなされている。しかし、保甲制度に関する先行研究は、中国³や台湾⁴のケースを扱った研究と比べると格段に乏しいといわざるを得ない⁵。

ここで考えてみたいのは、満洲国における保甲制度の実施は同国における建国の国是とどのように整合するものであったのかという点である。第一に、「民族協和」というイデオロギーである。周知のように1932年3月1日に発布された満洲国建国宣言は第5段に「原有ノ漢族、満族、蒙族及日本、朝鮮ノ各族ヲ除クノ外、即チ其他ノ国人ニシテ長久ニ居住ヲ願フ者モ亦平等ノ待遇ヲ享クルコトヲ得⁶」（傍点、引用者）とうたっていた。この「漢・満・蒙・日・鮮」が水平的関係において待遇されるという「五族協和」の建国理念は保甲制度のなかに反映されるものとなったのか。

第二に、満洲国における法治国家建設という目標である。満洲国が日本の「傀儡国家」との批判を回避して「独立国家」としての対外的承認を求める上で、満洲国が近代立憲国家たる格式を備えたものであることをアピールする必要があった。満洲国では憲法こそ制定をみなかったものの、日本の満洲国における治外法権の撤廃が完了して同国の独立性が明確となる1937年末までに法院（裁判所）の設立や民法・刑法・商法など日本法に準拠した近代法体系が整備されていったのはそうした政治的要請に基づくものであった。こうしてまがりなりにも満洲国に近代法治主義を胚胎させようという方途において保甲制度の導入はどのように位置づけられたのか。近代国家が個人主義的自由主義を思想的基盤とするものであるならば、共同体単位での管理機構である保甲制度は近代的法制度として整合化しうるものであったのか。

さらに満洲国の近代主義化という文脈に照らして考察を要するのが、保甲制度と密接な関係を有した地方行政制度の問題である。1938年を境に、満洲国の治安の確保された各省では保甲を発展的に解消した後に、「街村制」が施行されていった。この地方自治の育成という近代化政策を追求する過程で、連帯責任制の下に地域住民を統轄するという前近代的な人民管理システムである保甲制度はいかに克服されるものとなったのか。

以上の観点を踏まえ、本稿では、保甲制度の沿革を概観した上で満洲国で保甲制度が導入されてから、これに替わる新たな地方行政制度に移行していく1930年代後半までを対象時期とし、関東軍や満洲国政府を主体とする政策過程において以下の問題点について考察する。第一に、満洲国において保甲制度はいかなる思想と構造を以て実施されたのか。それは中国における従来の制度をいかに継承し、またいかに修正したものであったのか。満洲国の保甲制度の基本的性格を素描したい。第二に、比較研究の視点から、満洲国の保甲制度は台湾統治のケースと対照させた場合、いかなる類似点と相違点がみられるかを検証し、日本の植民地統治における制度の連繋性を明らかにしたい。第三に、満洲国で「日本臣民」たる特殊的地位を有する日本人および朝鮮人は保甲制度の実施において「五族」として平等に適用下に置かれたのかという問題である。この核心的でありながら従来明らかにされていなかった問題点について、在満日本領事館による外務省報告を基に検証し、保甲制度が「民族協和」という国是との間で整合性をもつものであったのかを考察する。第四に、満洲国の地方自治制度とされる街村制は従前の保甲制度からいかなる転換過程を辿って敷設され、またそこにはいかなる矛盾が現れたのかを検討する。本稿はこれらの課題を通して、満洲国の保甲制度に現れた統治権力の理念と

矛盾を検証するとともに、ひいては日本の植民地統治における特質を明らかにすることを視座に置くものである。

1. 日本の帝国統治と保甲制度

中国の保甲制度は、宋代において王安石により「新法」として導入されて以来、国家による地方に対する統制装置として明・清の時代へと活用が図られてきた。保甲制度の発祥は、天子は天命に則して王道を実践し、天子が不徳である場合は新たな権力がこれに替わって王座に就くのを是とする「易姓革命」の思想に起因していた。すなわち政変の後に現れた新たな為政者の下に住民全部を統合し、旧政権を支持する異分子を摘発して排除するという目的に立つものであった。いずれの帝国でも保甲制度を採用した主要な目的として共通したものが戸口調査であった⁷。すなわち、保甲における三大職務として警衛・収税・戸籍があり⁸、保甲は戸籍を編成するために住民を区分し、徴税と治安維持を安定させ、警察的観点から地方行政を円滑にする基盤とされてきた。また、広大な国土と膨大かつ多元的な国民を抱える中国においては、各共同体の連帯責任によって運営される保甲は地方社会の人的・物的資源を国家へと動員するチャンネルを供する重要な装置となった⁹。

清朝においては、十戸を以て一牌、十牌を以て一甲、十甲を以て一保となし、それぞれ牌長・甲長・保長（または保正）が治めるとというのが基本的な保甲の組織構成であった¹⁰。19世紀後半、アロー戦争や太平天国の乱という内憂外患が収束して清朝の権力が安定を回復した「同治中興」の時期になると、保甲制度は農村に出没する匪賊を一般庶民と分離して掃討することで地方社会の秩序と治安を維持するという目的からあらためて重視された¹¹。地方民兵としての「団練」を編成する単位として保甲を利用する上申しばしばみられたように¹²、軍事動員の基盤としても保甲は重視された。光緒25（1899）年2月に湖広総督の張之洞は、団練の強化と並行して行うべき有益な治安政策として保甲法の制定を上申し、盗賊や「会匪」（匪賊の集団）の発生を防止する機能を保甲に見出すとともに¹³、保甲内の住民に対して支配秩序を訓育するという教化的機能をも託していた¹⁴。

しかし、光緒帝の治世においては、康有為、梁啓超らが国家の根本的改革を目指した「変法運動」を契機に封建体制の動揺が顕在化するとともに、新たな地方自治制度の要請が高まり、光緒34（1908）年12月に「地方自治章程」が制定されたものの、1911年の辛亥革命勃発による清朝の崩壊で未完に終わった。そして中華民国初年に北京政府において保甲制度は中国社会の近代化にはむしろ障害となるものと目されて廃止された¹⁵。要するに、中国の保甲制度は帝国における地方社会統制の枢要であり続けてきたが、政治的近代化の流れのなかで地方自治の胎動とせめぎあいながら、政治指導者における治安政策の要請によって命脈を保ってきたといえる。

既述のように日本において保甲制度が最初に導入されたのは台湾統治においてであった。児玉源太郎第4代台湾総督の下、後藤新平民政長官は台湾における旧慣調査に基づき保甲制度の導入を提案した¹⁶。台湾総督府は1899年6月に律令評議会の審査を経て同年8月31日に保甲条例（1899年律令第21号）及び保甲条例施行規則（1899年総督府令第87号）を制定した。「旧慣ヲ参酌シ保甲ノ制ヲ設ケ地方ノ安寧ヲ保持セシム」（保甲条例第1条）ことを目的に掲げた保甲は台湾における地方行政・警察行政の多方面に亘って活用され、「凡そ人民に關係を有するものにして、直接又は間接に保甲の力を籍らずして克くし得る事なし¹⁷」と称揚される存在となった。

1905年から日本の租借地となった関東州においても保甲制度が導入された。関東州北部の金州・普蘭点などの各支署管内では、「匪賊」対策のために「先づ部民をして自治自衛の必要を覚知せしめ協力事に当るの慣習を養成せしめむが為保甲制度を布き警察行政及会村行政の基礎となすの有利を認め」、1909年6月1日より各警察官吏派出所において「保甲制度地方規約準則」を制定し、保甲制度を実施していた¹⁸。関東庁臨時土地調査部の報告書（1923年刊行）をみると、例えば金州関内の董家溝派出所では「同年（1909年一引用者挿入）6月1日保甲制度実施され各家長は規約調印指導時に壮丁団を組織す¹⁹」と記述されていた。

台湾総督府から中央政界に復帰した後藤新平は1910年6月拓殖局副総裁の座に就いたが、白石仁武関東都督府民政長官が同年9月12日付で後藤に宛てた「馬賊ノ情勢」等に関する報告がある。ここでは「毎年高粱繁茂期ニ於テ満州各地ニ馬賊横行スルヲ常トシ我管内ノ被害亦尠カラサリシモ……昨42年（明治42【1909】年一筆者挿入）来金胡民政支署管内ニ保甲制度ヲ實施シ伍民ヲシテ協力自衛ニ当ラシメタルト警察ノ警戒及保甲ノ指導益々完實シタルノ結果ニ外ナラスト思料ス²⁰」という如く、管内の「匪賊」被害が減少して保甲実施の首尾が上々であることを伝えていた。台湾総督府時代に保甲制度を推奨した者として後藤はわが意を得たりといったところであろう。かくて、日本の帝国統治において連鎖するように保甲制度は治安政策上の要請から重用されていった。

保甲制度は本家中国でも再び息を吹き返す。反共を掲げる中国国民党の蒋介石は1927年4月いわゆる上海クーデターにより共産党を弾圧し、南京に国民政府を樹立した後、「剿共」という目的の下に保甲制度を復活させた。共産党の根拠地となっていた鄂豫皖（湖北、河南、安徽三省の接合する地区）を攻撃するべく、国民党は1932年8月に「剿匪区内各県編查保甲戸口条例」を公布して「剿共」の目的から保甲制度および戸口調査を実施した²¹。さらに南京政府では1934年11月、中央政治会議第432次会議において地方における保甲工作及警衛を地方自治の基礎となすことが決議され、行政院は各省市に保甲制度の実施を命令し、保甲制度を全国に拡大させる「保甲運動」を推進した²²。

国民党の保甲運動において参酌すべき模範的成功例とされたのが他でもない台湾である。南京の国民政府を支援する「浙江財閥」が権力を占めていた浙江省では、省執行委員会が保甲運動の宣伝にあたり、台湾では保甲条例の実施から半年足らずで治安が回復したのみならず、道路の整備、学齢児童の就学、伝染病の予防など地方自治事業にもすぐれた成果をおさめていたことを例に引いて、「これは保甲制度がわが国固有のすぐれた制度であることを証明するものである²³」と評価していた。ここで耳目を引くのは、日本の台湾統治で保甲制度が成功した理由を中国固有の制度ならではの優秀性に帰着せしめていた点であり、これは近代化の波と歩調を合わせて高揚する中国の民族意識を反映したのもであったといえよう。

2. 満洲国における保甲制度の導入

満洲国草創期の立法構想における特色として、中華民国政府に準拠した法制を形成する方針がみられたことが挙げられる²⁴。日本とすれば事実上、軍事力にものをいわせて打ち立てた満洲国について、東北中国人民の発意に基づく中華民国からの分離独立国家という建国の正統性を法制面で強調する必要があったのである。1932年3月9日に公布された「暫ク従前ノ法令ヲ援用スル件」（大同元年教令第3号）の第1条では「従前施行セル法令ハ建国ノ主旨、国情及法令ニ抵触セサル条項ニ限り一

律ニ之ヲ援用ス²⁵」と規定され、中華民国の法令を当面は援用するものとしていた。

しかしながら保甲制度に関しては、満洲国が模範としたのは、やはり台湾における実施経験であった。これは、満洲国民政部警務司が1935年12月に關東軍に送付した保甲制度に関する研究報告書のなかで、台湾の保甲制度を「今日の如きは殆んど完成の域に達したり」と評価し、「満洲国に職を奉ずる者、台湾の保甲制度に学ぶべきもの多し²⁶」と述べていたことから明らかである。

満洲国において表向きに保甲制度導入の主たる目標とされたのは、①国家社会生活の向上発展と王道政治の実現、②治安維持、③国家観念及び自治観念の要請という三大項目の実現であった²⁸が、やはり現実的な重要性を孕むのは②であった。1933年6月治安維持に関する政策立案機関として設置された中央治安維持会を中心に保甲法の制定が着手され、同年12月22日「暫行保甲法」（大同2年教令第96号）が公布施行され、続いて1934年1月17日に「暫行保甲法施行規則」（大同3年教令第2号）が公布された（施行は1933年12月22日から）。さらに1934年2月3日に「暫行保甲法施行心得」及び「保甲規約標準」が発せられた。

暫行保甲法は「隣保友愛ヲ以テ相倚り地方ノ康寧ヲ保持シ及不測緊要ノ危害ヲ防止スル為保、甲及牌ノ制ヲ設ク」（第1条第1項²⁷）と定め、台湾保甲条例が法目的において「旧慣」の参酌を制度導入の美点として強調したのと異なり、満洲国では「隣保友愛」の精神を以て地域社会の治安維持に臨むことを闡明するものであった。1934年2月10日に発せられた「暫行保甲法施行心得等ニ関スル件」（大同3年民政部訓令第95号）においては「顧ルニ満洲国成立以来友邦ノ絶大ナル援助ト我が軍警ノ努力トハ既ニ国内ニ於ケル有力ナル兵匪団ヲ剿滅シ治安大ニ安定シ得タリト雖モ敗残ノ匪徒未ダ全ク其ノ跡ヲ絶ツニ至ラズ仍ホ所在ニ出沒シテ郷間ヲ騷擾シ壘ヲ良民ニ及ボセリ²⁸」として、建国以来続く「匪賊」による不断の脅威が本制度導入の契機として強調されていた。

それでは満洲国の保甲制度の基本内容をみてみよう。まず保・甲・牌の編成については、十戸を以て牌となし、区域内の数牌を以て甲となし、警察署の管轄区域内の数甲を以て保となすものとされ、市街地においてのみ十牌を以て甲とされた（法第1条第2・3項）。ただし、この保・甲・牌の区域と名称については警察署長が定めるものとされた（法第2条）。満洲国の保甲は従来の制度に比べると、各地域の特性に対応して弾力的な組織構成がとられたのであるが、保甲の区画の決定には警察の裁量が強くはたらくものとなっていた。保・甲・牌は家長から任命された保長・甲長・牌長がそれぞれを治めた。牌長は戸長が互選により任命され、甲長は牌長から、保長は甲長からそれぞれ互選によって任命された。これら人事面でも警察の指導がものをいい、保長・甲長・牌長の選任も実際には警察の許可が必要とされた。加えて保甲員が遵守すべき事項を規定する「保甲規約」が各保甲において制定され、これによって保甲内の規律が維持された²⁹。

なにより保甲制度を特徴づけるものは連座制であった。保甲民の間に連座制を敷き、保甲規約に違反した場合の過怠金や夫役の制裁を設け、連帯責任の下に相互監視による自治管理を徹底させたのである。また特定の犯罪行為があった場合、犯罪者と同一の牌に居住する家長は警察署長に「連座金」³⁰を納付する義務が課された（法第9条）。これにより各戸において家長による監視を徹底させ、保甲員における連座責任制の強化を図るものであった。

さらに、保甲における治安警察業務の重要な一環として戸口調査と「自衛団」があった。満洲国において戸籍制度は当初から住民の所在を明らかにすると共に一般民衆と「匪賊」を識別する治安肅正

工作の枢要なる手段と目されていたが、これが存在しないために満洲国政府は1933年2月満洲国住民の居住事実と身分関係を把握するため戸口調査実施に乗り出した³¹。保甲では戸口調査実施の際に警察を補助するのは牌長の職務とされた（施行規則第6条第2項）。他方、保甲の実力組織として設置されたのが自衛団である。これは保甲内の18歳以上40歳未満の男子を以て組織され、武装して軍および警察の補助にあたるものであった。「保甲制度の目的は全く地方治安の維持に在りたるものにして従つて保甲制度の根幹は自衛団にありたり³²」という如く、保甲の本来的任務たる治安維持において自衛団は不可欠の位置を占めていた。

暫行保甲法は原則として満洲国内全土に施行された。ただし、例外としてモンゴル人の集住地域であるために旧慣を尊重すべき区域とされていた興安省については、本法附則により「当分内」施行しないものとされた。だが、これは「満洲は満洲人の満洲であり、蒙古は蒙古人の蒙古である」として民族の自主性を尊重する建前の下に、モンゴル人を漢族や満洲族と分断して統治する政策であったとみてよい³³。

1933年12月11日満洲国國務院会議において民政部総長の蔵式毅は、保甲制度は旧来の方式では不備が多かったために長年議論を重ねて満洲国ではこのような方式を策定したことを説明した³⁴。中国古来の保甲制度を模範として仰ぎ、満洲国の国情に即してこれに修正を加えて再利用したものと宣伝することで、中国の法制度の継受という面において満洲国統治における中国民族の主体性を演出する計らいであった。

如上のような満洲国の保甲制度について台湾での制度と比較してみる。まず両者には次のような類似点が見出せる。第一に、治安維持を主要な任務としていた点である。第二に、戸口調査が重要な業務とされた点である。ただし、満洲国の戸口調査には治安工作と結合した機能が強く求められていた。第三に、こうした警察的業務だけでなく、土木工事、伝染病予防、阿片吸引の矯正、義倉の補充などといった各般の地方行政にも従事する点であった。

一方、両者には次のような相違点が指摘できよう。第一に、保甲の警察的機能についてである。台湾では警察の補助機関として犯罪人の捜査逮捕を積極的任務としていたが、満洲国では一般的犯罪の捜査逮捕までは行わなかった。第二に、保甲の編制方法である。台湾よりもはるかに実施区域の広い満洲国においては保・甲の下部機構としてさらに牌が設置された。第三に、自衛組織についてである。台湾の保甲における自衛組織として設置された「壮丁団」は非武装であったが、満洲国では武装した「自衛団」が軍警とともに「匪賊」の掃討に携わった点に大きな相違がある。第四に、保正・甲長の選出方法である。台湾では保甲民の選挙によるものとされたのに対し、満洲国では戸長の互選によるものであった。第五に、保甲の適用対象についてである。台湾の保甲においては台湾人のなかでも本島人（漢族）のみが対象とされ、さらに同じ漢族である華僑にも適用された³⁵。一方、「民族協和」を国是に据える満洲国において法令上に民族に基づく差別を設けるのは矛盾となるので、保甲法の適用外とするのはモンゴル人に限定された。しかし、運用上では次節で述べるように不均等な実施状況となったのである。

以上のような比較は実施の地域や時期によって一様ではないものの、概して台湾の保甲が一般的警察行政の補助機関として広範な役割を委ねられたのに対し、満洲国の保甲では「匪賊」に対する治安肅正工作に関係した任務がとりわけ重視されたといえる。

3. 保甲制度の強化と地方制度の整備

満洲国の保甲制度の実施が強化されていった 1935～1937 年という時期は、中国共産党の指導による抗日闘争が最高潮に達した時期であった。関東軍司令部は 1935 年 8 月 30 日付で「昭和 10 年秋季治安肅正ニ伴フ満洲国側（軍政部ヲ除ク）ノ協力ニ関スル要望」として、「保甲制度ノ確立ヲ督励シ以テ人民ノ自浄自強ヲ図ルト共ニ積極的ニ治安肅正ニ協力セシム」ことを掲げていた³⁶。満洲国の治安肅正工作における防共の砦として保甲制度を活用する重要性があらためて強調されたのである。

満洲国の治安政策を主管する民政部警務司では全国一律に保甲法を実施する方針を改め、1935 年度より 3 ヵ年計画で保甲制度の施行について地域重点主義を採る「保甲特別工作」を実施することとした。すなわち、1935 年度に首都警察庁およびハルビン警察庁の 2 警察庁、奉天省瀋陽・撫順、熱河省承德など 51 県の各管下を「特別工作重点県」に指定し、各県には「保甲事務指導官」を配置して保甲制度の強化につとめた³⁷。この「重点県」は 1936 年度—52 県、1937 年度—61 県と増加し、これと歩調を合わせてそれまで保甲法の適用対象から除外されていた興安県についても 1937 年度から保甲法が実施された³⁸。

そして 1937 年 6 月 18 日関東憲兵司令官より従前の治安肅正計画を補強した「昭和 12 年 7 月至昭和 13 年 3 月東北防衛区日滿警務機関治安肅正計画要綱」が訓令された。ここでは特に「匪民分離工作」について、都市及び郷村において保長・甲長・牌長による教育訓練を強化し、一般住民にも当該工作の観念を浸透させて保甲制度の真正なる確立を期するとともに、早急に戸口調査と居住証明制度を浸透させることによって「匪賊」勢力の衰退を図るべきものとされた³⁹。中国の歴代王朝や台湾の

表 1 満洲国における保甲制度の実施状況（1935 年度末）

省・特別市	保	甲	牌	自衛団
吉 林	140	2,122	54,207	793
龍 江	199	2,943	29,231	702
黒 河	20	118	1,092	41
三 江	116	1,401	13,534	616
濱 江	216	5,204	59,842	2,078
間 島	52	196	6,907	320
安 東	105	952	33,539	708
奉 天	340	3,482	134,724	2,817
錦 州	94	870	53,938	692
熱 河	89	1,755	37,102	648
新 京	33	281	7,972	102
ハルビン	12	279	4,907	280
北満特別区	33	296	3,202	64
計	1,458	19,900	440,197	9,861

出典：永井定「保甲制度の現在と将来」『満州行政』第 3 巻第 11 号、1936 年 11 月、p. 16.

実施例とたがうことなく、満洲国においても保甲制度と戸口調査は軍警当局の治安政策上、密接不離の関係に置かれていた⁴⁰。

満洲国内の治安状況が徐々に鎮静していくに伴い、建国以来めまぐるしく改編が続いていた地方行政制度も整備されていった。満洲国では1934年12月1日最初の省制改革が実施され、奉天・吉林・黒龍江・熱河の4省制（興安省は特別行政区）から10省制（奉天・安東・錦州・吉林・瀋陽・三江・黒河・龍江・間島・熱河）に改編された。興安省においては4つの分省がそれぞれ省に昇格し、興安東省・西省・南省・北省となった。ここで中央集権化というベクトルに背いて行政区域が細分化されたのは、蔵式毅民政部総長によれば、満洲国では各省区域が過大であるため中央の統治が浸透しなくなるのを回避する目的に立ち、関東軍特務部が要綱を作成したものであり⁴¹、関東軍の意向に即した決定であった。

10省制が確立された1935年前後に満洲国における保甲制度が最盛期を迎えた。1935年末の満洲国における保甲牌及び自衛団の組織状況は表1に示した通りであり、牌の組織数は満洲国全国で44万に達していた。日満当局にとっては「保甲なくしては満洲国の有機的活動は完全に停止すると言うも過言ではない⁴²」というほどの保甲に対する重宝ぶりであった。

さらに満洲国において、保甲法の実施拡大と並行して朝鮮人農村に特化して建設されたのが「集団部落」である。これは、点在する朝鮮人農民を適当地域に強制移住させることにより治安肅正計画の核心となる「匪民分離」の徹底を図るとともに、集団部落において「先づ地方自治の模範的設備を行ふ」べく満洲国政府は「集団部落構成費」として家屋の移転や新築に補助を与えて推進した⁴³。建国以来、地方の不安定な治安情勢に阻害されて地方行政制度が定式化されなかった満洲国では、保甲は地域密着型の住民統制機構として地方行政の間隙を埋める実効性を託されていたのである。

4. 保甲制度における「日本臣民」の例外化

満洲国への日本人移民事業は、1932年10月に拓務省および関東軍の主導による試験移民を嚆矢として推進されていった。つとに朝鮮人は従来通り、間島地方に集中して移住を続けており、1934年末に日本人は25万人、朝鮮人は70万人に届こうとしていた⁴⁴。日本が承認した独立国家という建前をとる満洲国において日本人および朝鮮人の法的地位は、日本国籍をもつ「日本臣民」として一括されていた⁴⁵。

日本人および朝鮮人も満洲国への入植地では、漢族や満洲族と同様に「五族」として保甲を構成し、農村の治安と経営を確保すべきものというのが建前であった。だが、現実的に日本人・朝鮮人に対してどこまで保甲法を適用するかについては関東軍や外務省においても統一見解をなしえなかった。この問題に関して、1935年3月28日南次郎在満日本大使は在満各公館に対し、満洲国各地の保甲法実施状況について、日本人・朝鮮人への適用の有無や保甲制度に対する日本人・朝鮮人の反響等について調査報告を命じた⁴⁶。

その結果は表2の通りである。地域的にみれば保甲法は各管内でほぼ全面的に実施されているが、民族的にみれば日本人はほとんど適用外に置かれていた。朝鮮人に関しては、1935年3月14日桑島外務省東亞局長は谷正之在満日本大使館参事官に対し、農村に居住する朝鮮人への保甲法の適用は全満一様に実施するのが適当であると指示しており⁴⁷、朝鮮人は日本人に比べれば条件つきながら適用

表2 満洲国保甲の実施と日本人・朝鮮人への適用状況の領事館・分館管内別調査結果（1935年6月現在）

領事館・分館	管内での実施	日本人・朝鮮人への適用
安東	○	なし
營口	△（市街地を除く）	なし
奉天	○	なし
新民府	○	なし
海龍	○	なし
通化	○	なし
掏鹿	○	なし
吉林	△（大都市を除く）	奥地居住朝鮮人のみ自衛団に参加
敦化	△（安全地帯のみ）	なし
新京	△（新京特別市を除く）	なし
鄭家屯	○	なし
間島	○	あり（連座制は商草地を除き適用）
延吉	○	商草地外の朝鮮人に実施
頭道溝	○	朝鮮人の牌長への任命例あり
百草溝	○	一部地域であり
図們	○	市街地では朝鮮人のみ適用あり
琿春	△	当初は朝鮮人のみ。後に日本人にも適用
ハルビン	○	なし
綏芬河	○	なし
チチハル	○	奥地に居住し「満人」と同化した朝鮮人のみ適用
海拉爾	○	なし
満洲里	○	なし
錦州	○	なし
赤峯	△（都市部を除く）	なし
承德	△（連座制は実施せず）	なし
黒河	○	朝鮮人集団部落および「満人」と同化した朝鮮人へのみ適用

○…ほぼ全地域に実施 △…部分的実施または不徹底
 出典：「保甲制度関係」外務省外交資料館所蔵 D.2.1.2.4-2.5.

の推進がみられた。

満洲国において唯一、日本人・朝鮮人ともに保甲法が適用された地域は、在満朝鮮人人口の6割が居住していた（1934年6月末で約42万人⁴⁸）間島総領事館管内であった。片桐卓瑋春分館主任の本省宛報告（1935年4月6日）によれば、当初は「当県ノ如ク総人口ノ過半数以上ヲ占ムル朝鮮人ヲ同法ヨリ除外スルコトハ到底不可能」として朝鮮人への適用を当然視するも、日本人については適用から除外していた。しかしながら、「鮮人間ニ内地人ニ適用セス同国人タル鮮人ノミ之ヲ適用スルハ不当ナリトノ世論」が起こったため、協議の結果、「内地人」すなわち日本人にも適用することとしたのである⁴⁹。だが、実際のところ、永井清の間島総領事の本省宛報告（1935年5月2日）によれば「内地人ハ形式的ニ甲、牌を組織シ居レルモ實際上ニハ何等ノ活動ヲ為サス有名無実」（傍点、引用者）という如く、日本人は埒外に置かれていた状況であった。朝鮮人については奥地に居住する農民は自衛団に参加させられるなど日本人に比べて積極的な適用がみられたが、それも実質的な活動はもたなかった⁵⁰。

保甲法がこうした民族間での不均衡な実施状況に至ったのは、二つの理由があった。第一に、「日本臣民」すなわち日本人と朝鮮人から法適用への反対があったためである。例えば延吉では、「日本臣民」の間に保甲法に対する不満が目立ち、「殊ニ内鮮人ニ於テハ治外法権保有国民トシテ滿洲国法ノ適用ヲ拒否スルノ意向濃厚ニシテ元來本法ノ目的ハ警察力充分ナラサル辺陲部落ニ於ケル警察力援助手段ニシテ日滿軍警ノ多数駐屯セル都市而モ内地人ニ対シ適用スルノ理由ナカルヘシトスルモノ多シ⁵¹」（傍点、引用者）と報告されていた。満洲国内で「日本臣民」は1915年の日本と中華民国の間で締結された「南満州及東部内モンゴに関する条約」に基づく領事裁判権などの治外法権を認められており、満洲国の法権に服する義務はないものと了解されていた⁵²。この治外法権という条件が満洲国の「五族」のなかでも「日本臣民」は別格であるとの共同意識を醸成していたのである。

とりわけ各領事からは連座制の帯びる問題性を指摘する声が少なくなかった。森島守人在ハルピン総領事は本省宛報告（1935年5月13日）において「連座法ノ如キ文明国ノ人間ニ於テ行ハルル諸制度ニ比シ苛酷ナリ⁵³」と評していた。「日本臣民」として治外法権を有する日本人・朝鮮人に対して連座制のような罰則規定を適用することの違法性という純粋な法的问题のみならず、そもそも保甲制度が連座制という共同体内の相互監視制度に象徴される非文明性・前近代性を包蔵することが「文明国ノ人間」たる「日本臣民」への保甲法適用をはばからせる要因たりえたのである。

第二に、保甲制度本来の趣旨との矛盾である。保甲はその発祥において、軍や警察の権力が及びにくい奥地農村などで住民の自己負担で警察業務の補助や相互監視を目的とするものである。したがって、首都新京をはじめとして警察行政が円滑で治安が良好な都市部においても保甲法を施行し、その上「匪賊」との関係性が希薄である日本人にまで適用するという杓子定規な制度運用への批判があったのは、前述した延吉の報告からも窺知できよう。

こうした経緯から、実質的に保甲法の埒外に置かれた日本人・朝鮮人（少なくとも間島以外の）がおのずと保甲制度に対する無知・無関心を色濃くしていったことは、「大部分本法ノ存在スヲ認識セサル向多ク從テ殆ト無関心ナリ⁵⁴」と外務省が記述していた通りである。満洲国政府が訓示してきた保甲法の理念は、こと「指導民族」として聳立すべき日本人の意識にほとんど反映することなく、画餅に帰せざるを得なかった。

保甲の精神が形骸化することを危ぶむ満洲国政府は、保甲制度のさらなる浸透を図るべく、人材育成や宣伝教化に努めた。例えば、1935年度においては中央警察学校で日満両系の警察官に対する「保甲特別講習」、省レベルでは県参事官・警務局長・警務指導官による「保甲施策協議会」、県レベルでは警察署長会議、保甲担当警察官の講習会、保甲役員・学校教員に対する特別講習会といった各種の協議会・講習会等を実施した。さらに「保甲日」「保甲歌」「保甲五訓」等を制定し、ラジオ・新聞を通じた宣伝や、学校教育における「保甲精神の注入」に腐心したのである⁵⁵。

5. 街村制の施行：保甲の遺制としての「地方自治」

1937年7月1日満洲国政府では大規模な行政機構改革が行われ、建国以来、同国の内務行政を統制してきた民政部が解体された。これに伴い、民政部地方司の主管にあった地方行政は國務総理の指揮監督下に置かれ、國務院外局として新設された内務局がその主管部局となった。そして1937年12月1日に省が14に増設されるとともに、1938年1月1日「市制」が施行され、これにより普通市に

対する省長の指揮監督の権限が拡大された。また、これまで特別市とされていたハルピンは普通市へと降格されて濱江省の管轄下に置かれ、特別市は首都である新京のみとなったが、これも國務総理の直轄とされた⁵⁶。

かかる満洲国の地方行政改革の流れのなかで導入されたのが「街村制」である。街村制度実施の方針は「街村制度の既に存在せる地方に在りては保甲を同組織に吸収合体せしめ、未だ斯る組成なき地方に在りては保甲を以て其の前身母体たらしむるを以て新方針は保甲制度の強化工作なると同時に街村制度実施の準備工作なりと謂ふことを得べし⁵⁷」というものであり、街村の自治なるものは保甲制度の延長線上に位置付けられていた。この方針に則して満洲国内で治安の確立した地域では保甲制度を廃止し、省・県・市の下部機関として新たに市・街・村を中核とする地方自治機関が敷設されることとなった。1937年12月1日に「街制」（康徳4年勅令第412号）及び「村制」（康徳4年勅令第415号）が公布施行された。両勅令の附則において「街ノ区域ニハ暫行保甲法ハ之ヲ適用セズ」として、街村の設置を以て保甲の廃止とすることが規定された。かくて1938年度に満洲国における街村は2,056が実施をみた⁵⁸。

加えて1939年6月7日國務院から各省長に対して「街村ノ育成ニ関スル件」（康徳6年國務院訓令第71号）が訓令された。ここで「郷村ニ於ケル東洋的、牧歌的郷土社会ノ建設ニ関シテハ更ニ其ノ精神的指導ヲ要スルモノ尠カラザル点ニ留意セラレ度」と述べ、中国における伝統的な郷村社会を再現するという形で満洲国の中国からの法文化的継承性を演出していた。しかし、同訓令のなかで指示された「街村育成要綱」をみると、「街村育成ノ目的」として「地方、郷、鎮竝ニ農村ニ於ケル不合理、不明朗ナル封建的搾取政治ヲ排除シ合理的且明朗ナル王道自治ニ基ク農村建設ヲ図ル⁵⁹」ことが掲げられていた。郷・鎮は中国の地方行政における伝統的な基本単位であったが、これを「不合理、不明朗ナル封建的搾取政治」として廃棄すべきものと断じ、そうした中国法制のもつ前近代性を克服して形成される街村制こそが満洲国の近代国家たる表徴であるとともに、「王道自治」の具現として唱道するものであった。

満洲国政府では「保甲より街村への移行は、我が国の治安安定・行政浸透の証左と謂ふべく⁶⁰」将来保甲制度は発展的解消という意味で全面的に廃止とする方針であった。しかし、その一方で「保甲なる制度は廃止せらるるも保甲の大精神は街村制度を通じて生き、従来の保甲の仕事は街村に依つて依然として行はるるものなれば其の實質に於て異らざるべし、保甲の精神も形も仕事も一朝にして絶滅せらるるものと為す誤れる観念を持することなきを要す⁶¹」ものとされていた。

街村制における保甲制度の遺制は瞭然たるものであった。例えば、街村の職員はほとんどが保甲職員の横滑りであったために機構上の変化とは裏腹に担当者陣容は大した変化がなかった。かかる環境から警察は街村職員を保甲時代と同様に自分たちの走狗とみなし続けた。一方、保甲職員の側では街村制実施を純粹な地方自治への変革として理解し、保甲という警察補助機関からの脱却となるものと受け止めていた⁶²。警察と街村吏員の間には、地方行政に携わる自己の地位と役割をめぐる認識についてかくも深き断絶が横臥していた。

市・街・村制による自治を許された地区においては1937年12月23日に「市街村自衛法」（康徳4年勅令第460号）が公布施行された。同法の第1条において、やはり「保甲の真髓とも云ふべき隣保友愛・相互扶助の精神⁶³」が強調された。だが、そうした家族主義的なスローガンの裏面で、各市

街村に自衛団を設置するという武断的色彩も保甲制度から受け継がれた。そして、なにより近代文明と自治の精神に背馳すべきものとして既述のように日本側でも問題視されていた連座制までも存置されたのである⁶⁴。

「街村育成要綱」においても「街村組織ノ真目的ヲ達成スル為警察ト協力シ……」と訓示されていたように、街村制は警察政治の旧弊から訣別するものではなかった。上記のような保甲と街村制の間に露呈した矛盾をみると、「隣保」の秩序を基礎として成立する保甲が住民の「自治」を内発的に発展せしめる土壌となるという論理には満洲国における“地方自治”なるものの虚構性が色濃く滲んでいたことを看取せざるを得ない。

おわりに

満洲国の地域社会において多元的な民族意識の突出を抑止して「満洲国人民」としての連帯意識と郷土精神を扶植し、秩序と治安を維持していく。こうした理念を掲げて導入された保甲制度は、保甲員の自己負担によって警察業務から福祉業務まで広範に処理するものであり、とりわけ警察権力による垂直的支配を支柱とするものであった。しかしながら、かかる保甲制度の実施は、満洲国建国の理念および目標との間で次のような矛盾を現出せざるを得なかった。

第一に、近代法治国家という目標との矛盾である。独立国家として遜色のない法治主義を満洲国に確立するべく司法機関や司法法規を整備していく反面で、個人の自律性を圧する連座制という前近代的な相互監視体制を維持しなければならなかった。これは、台湾や関東州におけると同様、満洲国においても保甲制度の重用は「匪賊」に対する治安肅正工作と不可分のものであり、抗日勢力の鎮圧という問題が日本の帝国統治においていかに隘路となっていたかの証左といえた。

第二に、「民族協和」イデオロギーとの矛盾である。保甲制度の要諦となる連座制や自衛団任務の賦課について、日本人および朝鮮人は、満洲国において国籍上「日本臣民」であることから同国における治外法権的地位を享有するのみならず、満洲国の「指導民族」としての優越的地位を承認されることによって例外的取扱が正当化された。このうち朝鮮人については、その人口が大半を占める間島では保甲法の積極的な適用が推進されたものの、「内鮮一体」という日本の朝鮮統治のイデオロギーとの背馳を避ける必要から、保甲員としての全面的な奉仕を強要することは憚られた。こうした保甲法の運用実態から、満洲国において「日本臣民」に承認される治外法権が、満洲国の独立主権国家という建前のみならず「民族協和」の建国理念をも遜色させる弊害であることがはしなくも曝け出されたのである。

台湾の保甲制度においても「内台一如」を掲げながら日本人は適用外に置かれた。こうした満洲国および台湾に共通する制度の差別的運用は、保甲制度の固有する前近代的な警察政治という特性に起因するものであった。満洲国および台湾のいずれにおいても、保甲制度はあくまで近代文明の担い手たる日本人が支配地域における「旧慣」の尊重として採用したものであると強調することで、警察政治の抑圧性と制度実施の不均衡性が合理化されたのである。

第三に、保甲を母体とする地方自治の醸成という理念のもつ本質的な矛盾である。上述のような警察支配に貫かれた保甲という隣保共同体を基体として自由な住民自治が内発的に発展していくという前提で実施された街村制が表面的な「自治」にすぎなかったのは多言を要すまい。保甲の核心をなす

警察的な支配秩序は街村制においても「隣保友愛」という家族主義的スローガンに粉飾されつつ温存され、住民を動員と監視の体系に拘束し続けるものとなったのである。

以上のような満洲国での保甲制度の実施状況から、「五族」の連帯と協同を謳う反面で、「日本臣民」の実質的免除という差別的処遇—その予期せざる結果として「日本臣民」における制度自体への関与意識も霧散していった—が是認されるという、制度の原理と運用を使い分ける統治者の機会主義が看取できよう。かくして満洲国保甲制度が逢着した矛盾は、「民族協和」の国是に則して各民族に国家意識を扶植するとともに、法治国家としての近代性を演出していくという満洲国の命題が画餅に帰すべきことを暗示するものであった。満洲国がそうした「民族協和」の欺瞞性と「近代法治国家」の虚飾性を糊塗するためには、自由と平等を仰ぐ「民主主義」という西欧国家の礎石とする政治的価値を退け、東洋の醇風美俗としての「徳」を奉じる政治原理—保甲における「隣保友愛」の精神もこれに属するものに他なるまい—としての「王道政治」が満洲国国家の根本原理として宣揚される必要があったのである。

註

- ¹ 国務院統計処調査によれば1932年末の満洲国総人口は2,996万8,837人であった。石原巖「満洲国将来人口の予想」『調査』第1巻第3号、1941年12月、7頁。
- ² 満洲国では戸籍法および国籍法に替わる身分登録・居住登録制度として1940年8月1日「暫行民籍法」（康徳7年勅令第197号）が制定された。満洲国民籍制度の内容については、遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍—満洲・朝鮮・台湾—』明石書店、2010年、第4章参照。
- ³ 中国の保甲制度に関する体系的な研究書としては、聞鈞天『中國保甲制度』上海、商務印書館、1935年がある。中華民国期の保甲制度に関する研究では、冉惠、李慧宇『民国時期保甲制度研究』成都、四川大学出版社、2000年などがある。また、日本の五人組制度の「姉妹制度」として保甲制度を考察したものに、穂積陳重『五人組制度論』有斐閣、1921年がある。
- ⁴ 日本統治下の台湾における保甲制度の研究としては、Ching-Chih Chen, "The Japanese Adaptation of the Pao-Chia System in Taiwan, 1895-1945", *The Journal of Asian Studies*, Vol. 34, No. 2, 1975.2, 洪秋芬「日攫初期台湾の保甲制度（1895-1903）」『中央研究院近代史研究所集刊』第21期、1992年6月、遠藤、前掲書、第2章第3節などがある。
- ⁵ 遠藤、前掲書、第4章第2節では、満洲国における保甲制度の内容を戸籍制度との関係に焦点を当てて検討している。
- ⁶ 『満洲国政府公報』第1号、大同元（1932）年4月1日、2頁。
- ⁷ 聞、前掲書、255-258頁。
- ⁸ 同上書、259-261頁。
- ⁹ Mary C. Wright. *The Last Stand of Chinese Conservatism: The Tung-chieh Restoration, 1862-1874*, Stanford University Press, 1957, p. 136.
- ¹⁰ 趙爾巽等撰『清史考 卷120 志95 食貨1』第13志、北京、中華書局、1977年、3481頁。「清朝文献通考 卷19 戸口」『十通』上海、商務印書館、1935年、5029頁。
- ¹¹ Wright, *op. cit.*, p. 137.
- ¹² 光緒29年（1903年）に雲貴総督の丁振鐸は十保を以て「团」を編成すべきことを上申していた。「清朝文献通考 卷216 兵15」『十通』第20巻、上海、商務印書館、1936年、9633頁。
- ¹³ 朱壽彭編；張静廬等校點『光緒朝東華錄』第4巻、北京、中華書局、1958年、4340-4342頁、「清朝文献通考 卷216 兵15」、9631頁。
- ¹⁴ 保甲制度の教育的機能に着目した研究として、Michael R. Dutton. *Policing and Punishment in China: From Patriarchy to "the People"*, Cambridge; New York: Cambridge University Press, 1992, p. 84.
- ¹⁵ 冉惠、李慧宇、前掲書、58頁。
- ¹⁶ 鶴見祐輔『後藤新平 第2巻』勁草書房、1965年、155-156頁。同書によれば、後藤の提案は清の黄六鴻による『福惠全書』の「保甲編」から暗示を得たものであった。さらに鶴見は、保甲制度は後藤が台湾に遺した幾多の制度のうち「最も独創的なものの一つであった」と評している。
- ¹⁷ 持地六三郎『台湾殖民政策』富山房、1912年、77頁。持地は保甲制度を司るものが警察である点について「凡そ台湾に於ては、警察の力を籍るに非ざれば、何事も実施し易からざるは現時の情勢なりとす。此警察万能の制度は其長所なしとせず」と述べ、台湾における警察政治の合理性に対する積極的評価を示していた。持地、前掲書、p. 81。

- ¹⁸ 『関東庁施政二十年史』 関東庁, 1926年, 313頁。「会」とは関東州における支署または出張所における行政区画であり、会の下部に村・屯・区が置かれ、関東州の保甲は会・村・屯・区を基礎として編制された。
- ¹⁹ 関東庁臨時土地調査部編『関東州事情(下)』満蒙文化協会, 1923年, 81頁。
- ²⁰ 1910年9月12日付関警第9040号ノ2「馬賊ノ情勢其他之レカ警戒ニ関シ関東都督府民政長官報告ノ件」『公文雑纂・明治43年・第1巻・内閣一・内閣一』国立公文書館所蔵 2A-013-纂 1139。
- ²¹ 関, 前掲書, 575-577頁。
- ²² 中華民国内政部年鑑編纂委員会編纂『内政年鑑』上海, 商務印書館, 1936年, 361頁。
- ²³ 中国国民党浙江省執行委員会宣伝部印『保甲運動叢刊』(傅脚今・劉嵐編『近代中國史料叢刊三編:第75輯』)台北, 文海出版社, 1993年, 15頁。
- ²⁴ 山室信一『『満洲国』の法と政治—序説』『人文學報』第68号, 1991年3月, 141頁。
- ²⁵ 『満洲国政府公報』第1号, 大同元(1932)年4月1日, 11頁。
- ²⁶ 満洲国民政部警務司「保甲制度論」『昭和11年満受大日記(普)其10 1/2』防衛省防衛研修所所蔵, 9頁。
- ²⁷ 『満洲国政府公報』第296号, 大同2(1933)年12月22日, 1頁。
- ²⁸ 『満洲国政府公報』第333号, 大同3(1934)年2月10日, 3頁。
- ²⁹ 遠藤, 前掲書, 261頁。
- ³⁰ 連座金の対象となる特定の犯罪とは、内乱罪、外患罪、公共危険罪、暫行懲治叛徒法に関する罪、暫行懲治盗匪法に関する罪の五つであった。1941年12月に暫行懲治叛徒法および暫行懲治盗匪法は廃止されたが、1943年12月の暫行保甲法改正により連座金の対象となる犯罪は軍機保護法、治安維持法、国防保安法に関する罪などが追加されて大幅に拡大された。
- ³¹ 満洲国における戸口調査と治安肅正工作との関係については、遠藤, 前掲書, 第4章第1節を参照。
- ³² 「保甲制度論」, 86頁。
- ³³ 解学詩『歴史的毒瘤—偽滿政権興亡』桂林市, 广西師範大学出版社, 1993年, 302頁。
- ³⁴ 中国歴史博物館編, 勞祖德整理『鄭孝胥日記 第5冊』北京, 中華書局, 1993年, 2867頁。
- ³⁵ 遠藤, 前掲書, 第2章第3節参照。
- ³⁶ 「昭和10年秋季治安肅正二伴フ満洲国側(軍政部ヲ除ク)ノ協力ニ関スル要望」外務省東亞局第二課『最近支那及満洲関係問題摘要 第68議会用』国立国会図書館憲政資料室所蔵『外務省文書』SP-197。
- ³⁷ 同上。
- ³⁸ 『満洲国警察史』, 354-356頁。
- ³⁹ 「関東憲兵司令官藤江惠輔命令」(1937年6月18日関憲作命第73号), 中央档案馆, 中国第二歴史档案馆, 吉林省社会科学院合編『偽滿憲警統治』北京, 中華書局, 1993年, 100頁。
- ⁴⁰ 牌長の職務として警察官吏による牌内の戸口調査の補助が定められていた。満洲国民政部『満洲国民政年報 第一次(大同2年)』出版地不明, 民政部総務司調査課, 1934年, 374頁。
- ⁴¹ 「蔵式毅筆供(1954年5月18日)」中央档案馆, 中国第二歴史档案馆, 吉林省社会科学院合編『偽滿傀儡政權』北京, 中華書局, 1993年, 443頁。
- ⁴² 永井定「保甲制度の現在と将来」『満洲行政』第3巻第11号, 1936年11月, 16頁。
- ⁴³ 『満洲国現勢 康德6年版』満洲国通信社, 1940年, 59頁。
- ⁴⁴ 石原, 「満洲国将来人口の予想」, 7頁。
- ⁴⁵ 満洲国における日本人・朝鮮人は日本国籍を保持するものとされ、内地および朝鮮における戸籍もそのまま適用された。遠藤正敬「満洲国における身分証明と「日本臣民」—民籍法・戸籍法・寄留法の連繫体制」『アジア研究』第56巻第3号, 2010年7月参照。
- ⁴⁶ 「満洲国保甲法施行状況報告方ノ件」1935年3月28日南在満大使より在満各公館長宛, 合機密第356号, 『満洲国警察関係雑件 保甲制度関係』外務省外交資料館所蔵 D.2.1.2.4-2.5。(以下「保甲制度関係」)。
- ⁴⁷ 同上。
- ⁴⁸ 外務省東亞局第二課「最近支那及満洲関係諸問題摘要(第67議会用)昭和9年12月調」『満洲事変(支那兵ノ満鉄柳条溝爆破二因ル日, 支軍衝突関係)ノ満洲事変議会調書 第3巻』外務省外交資料館所蔵 A.1.1.0.21-34。
- ⁴⁹ 「保甲制度関係」。
- ⁵⁰ 同上。
- ⁵¹ 同上。
- ⁵² 満洲国における日本の治外法権撤廃は建国以来の懸案であったが、1937年11月5日に日満間で締結された「満洲国ニ於ケル治外法権ノ撤廃及南満洲鉄道附属地行政権ノ移譲ニ関スル条約」により完了をみた。
- ⁵³ 「保甲制度関係」。
- ⁵⁴ 同上。
- ⁵⁵ 満洲国治安部警務司編, 加藤豊隆校閲『満洲国警察史』加藤豊隆発行, 1976年, 354頁。
- ⁵⁶ 遠藤, 前掲書, 265頁。
- ⁵⁷ 「保甲制度論」, 91頁。

⁵⁸ 『満洲国現勢 康德6年版』, 75頁。

⁵⁹ 『満洲国政府公報』第1548号, 康德6(1939)年6月7日。

⁶⁰ 『満洲国警察史』, 359頁。

⁶¹ 前掲, 「保甲制度論」, 91頁。

⁶² 街村制について保甲職員は, 国家の制定した地方政府であり, 純粋な行政単位として認識していた。ゆえに街村制は警察による統制から抜け出せるものと考え, その一日も早い実施を望んでいたという。李子新述, 馬殿俊・丁淑芹整理「日偽時期長春郊区の大南村政」孫邦主編, 于海鷹, 李少伯副主編, 張輔麟本卷編『殖民政権』長春, 吉林人民出版社, 1993年, 285-286頁。

⁶³ 『満洲国警察史』, 359頁。

⁶⁴ 加藤豊隆『満洲国警察小史 第1編 満洲国権力の実態について』満蒙同胞援護会愛媛県支部, 1968年, 101頁。